

平成29年 第7回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成29年7月21日(金)
午後2時00分～午後4時57分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員 教 育 長 吉 原 孝
教育長職務代理者 三 宅 義 雅
委 員 田 中 保 和
委 員 山 崎 裕 行
委 員 近 藤 温 子
4. 出席した職員 教 育 部 長 尾 野 晋 一
教 育 監 三 浦 正
次長兼教育総務課長 福 島 潔
次長兼社会教育課長 石 垣 好 啓
図 書 館 長 山 角 清 治
学 務 課 長 松 田 成 史
指 導 課 長 野 間 浩 一
指 導 課 指 導 主 事 小 室 吉 昭
指 導 課 指 導 主 事 赤 塚 能 章
指 導 課 指 導 主 事 堀 切 崇 央
指 導 課 主 査 金 城 辰 幸
指 導 課 主 査 植 田 尚 代
事務局教育総務課 寺 川 款
事務局教育総務課 井 上 敦
5. 議事案件
議案第30号 平成28年度かしわらっ子はぐくみテストの結果の公表内容について
(継続審議)
議案第31号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について
議案第32号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について
議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部
改正について
議案第35号 柏原市図書館協議会委員の任命について
議案第36号 平成29年度柏原市障がい児就学支援委員会委員の委嘱・任命について

議案第37号 柏原市立小学校使用教科用図書の選定について

6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

吉原教育長： 只今より、平成29年 第7回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、三宅 義雅 委員、よろしく願いいたします。本日の議事案件につきましては、8件ございますが、審議の都合上、議案第37号柏原市立小学校用教科用図書の選定についてから、審議したいと思います。よろしいでしょうか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは、議案第37号柏原市立小学校用教科用図書の選定から審議いたします。時間をかけて一つ一つ選定していくため、時間が非常にかかりますので、委員及び関係課のみで進めてまいりたいと思います。本年5月23日に教育委員会から、「柏原市立小学校教科用図書選定委員会」の委員の委嘱を行いまして、委員の皆様を選定についての諮問を行ったことは、皆さんもご承知の通りです。本日その答申をいただくことになっておりますので、まずはその答申をお願いします。

三浦教育監： それでは、諮問いただきました件について答申をいたします。本日お渡ししている資料に、答申の鑑の写しを載せております。その2枚目以降が答申の内容でございます。よろしく願いいたします。先ほど教育長より説明がありまして、5月23日に、選定委員会を立ち上げ、検討してまいりました。専門的で適正な調査を行うため、3名の調査員において、調査・研究を行い、その結果を選定委員会に報告させました。また、柏原市の教育研究会の道徳部会と各小学校からの意見も報告させ、選定委員会の資料といたしました。また、教科書の展示会を法定展示と法定外展示を含めて6月8日から7月5日まで行いました。市民14名が閲覧され、ご意見を頂戴しましたので、選定委員会の資料とさせていただきます。調査員には、すべての発行者の教科書についての調査報告を求めていますので、7月4日に開催されました第2回選定委員会では、全ての教科用図書について審議を行いました。本日はこのあと採択に関して審議を行っていただきますが、選定委員会での意見を事務局よりご参考に述べさせていただきますので、よろしくご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

吉原教育長： この会議の公開についてですが、採択結果のみは本日、7月21日、議事録の公開は8月29日以降でよろしいですか。

委員全員： (了承)

吉原教育長： それでよろしく願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

野間課長： それでは、資料の説明をさせていただきます。ただいま説明がありました答申内容でございます。別紙ホッチキス止め資料をこちらの方、事前にお配りした分と同様の資料でございます。まず、1枚目が本日の次第、2枚目が今回の見本本の一覧でございます。別冊ですが、調査員からの報告書と、各学校、柏原市教育研究会道徳部会からの意見書、教科書センターで閲覧した市民の意見書でございます。そのほか、教科書の趣意書、大阪府の選定資料もご用意しておりますので、必要に応じてご覧ください。資料にあります市民の意見書等は、予

め事前にご覧いただいているものかと思えます。ご記入済みかと思えますが、意見書等に押印
或いはサインをお願いいたします。それでは事務局から選定委員会でのご意見等を含めて各者
の説明をさせていただき、そのあとご審議いただきたいと思えます。なお、発行者につきまし
ては、最初の紹介以降は、目録にあります略号で呼ばさせていただきます。教科書の見本は、
机横に5セット用意させていただいております。必要に応じてご覧ください。

事務局： まず、東京書籍について説明いたします。「目標・内容の取扱い」についてで
すが、大阪府の選定資料には、「全ての読み物教材のタイトルとともに、分かりやすく表現
された学習テーマが明示されており、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方につい
ての考えを深められるよう取り扱われている」と書かれています。例えば、3年生の73
ページをご覧ください。考えるステップが記されています。このように対話を通して深い
学びへ導くような「ステップ」を設定した教材が、3、4年生には1教材、5、6年生に
は2教材取り入れられています。調査員からは、児童の実態に合わせた適切な設定になっ
ているという意見が出ています。また、選定委員会でも、バランスよく作られているとの
意見が出されました。「人権の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、「全学年
で生命の尊さに重点が置かれており、よりよい生き方について考えが深められるように取
り扱われている」とあります。いじめについてですが、例えば、4年生の42ページをご
覧ください。「わたしの見つけた小さな幸せ」は間接教材、46ページ「いっしょになって、
わらっちゃだめだ」は直接教材になっています。このように、全学年において、いじめに
関する問題を間接的に取り上げた間接教材、直接的に取り上げた直接教材がバランスよく
連続する形で配列されている点が良いという調査員の意見があります。「内容の程度」につ
いてですが、適切であるということが、調査員の意見からも大阪府の選定資料からもうか
がえます。大阪府の選定資料には、「各学年で問題解決的な学習が扱われており、発達段階
を考慮して、道徳的実践を主体的に行う意欲と態度が育めるよう配慮されている」と書か
れています。「組織・配列」についてですが、4年生の2、3ページをご覧ください。この
ように教材ごとに学習テーマが明示されており、学習者の目にもとまりやすいよう工夫さ
れています。調査員からも、子どもの実態に近い教材が多いという意見が出ています。ま
た、各教科との関連も良くわかるようになっています。例えば、2年生の133ページか
らの付録の部分は、生活科や音楽科と関連づいています。大阪府の選定資料にも、「各教科
における道徳教育との関連が巻末の付録に取り上げられている。また、子どもの生活実態
に合わせ、行事等との関係が考慮された教材が組織・配列されている」とあります。「創意
工夫」についてですが、第一にシンプルであるという意見が、学校からも調査員からも出
ています。1年生の16ページあたりからページをめくって挿絵をご覧ください。挿絵も
内容に合致していて、子どもの想像を広げるといふ学校の意見も出ています。選定委員会
では、目次も見やすいという意見が出ました。「補充的な学習・発展的な学習」についてで
すが、シンプルさが功を奏していて、指導者が子どもの実態に合わせて学習を発展させや
すくなっています。道徳部会からは「発問が広げられる」、学校からは「教師が扱いやすそ
う」という意見が出ています。大阪府の選定資料には、「巻末の付録は道徳で学習したこと
を日常生活の中で実践することによって心に深くとどめたり、今後の課題について考えら

れるよう配慮されている」と書かれています。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、1年生の2, 3ページあたりと、6年生の186ページからをご覧ください。小学校1年生は幼稚園を意識して、小学校6年生は中学校を意識して作られていて、発達段階に合致しています。特に、6年生には187ページから付録が付けられており、「先人」という切り口で「日本の良さ」について大きな視点で考えさせようとしています。以上で、東書の説明を終わります。続いて、学校図書の教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料にありますとおり、道徳的価値に迫る問いかけがされており、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるよう取り扱われております。「人権の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、全学年で生命の尊さに重点が置かれており、教材を複数設けることや、関連したコラムも併せて学習することが出来るなど、生命を尊重する態度について考えを深められるよう取り扱われていると記されております。「内容の程度」についてですが、4年生の分冊の26ページをご覧ください。選定委員会では、「全学年で生命の尊さに重点が置かれ、いじめにつながる状況について考えさせる教材が多数扱われ、児童の具体的な生活の場面で自分との関係において考えられるよう配慮されている」といった肯定的な意見が出ています。一方で、「発問の量が多く、少し誘導的に感じてしまう」というような意見もございました。「組織・配列」についてですが、大阪府の選定資料には、「『読み物』と『活動』の2冊を活用することにより、道徳の学びの深まりや学校行事等との関連に考慮してバランスよく組織・配列されている」とあります。「創意工夫」についてですが、選定委員会では、「教材を通して、自らの成長を振り返ることやこれからの課題や目標を見つけることができるように工夫されている」といった意見が出ている一方、「発問の量が多く、内容を深く学ぶことが難しいのではないか」といった意見もございました。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、大阪府の選定資料には、「学んだことをさらに深く心にとどめたり、これからの思いや課題について考えたりすることができるよう配慮されている」と書かれています。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、学校からは、「集団生活」や「礼儀」など中学校を意識して作られており、発達段階に合致しているといった意見がございました。以上で、学校図書の説明を終わります。次に、教育出版の教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、「教材末尾の『学習の手引き』では、主体的・対話的で深い学びを促す発問が設定されており、多様な他者とのコミュニケーションを大切にし、自分と異なる意見や考えにふれ、新たな発見や気づきにつながるよう取り扱われています」と書かれています。例えば、4年生の46ページをご覧ください。教材の末尾に書き込み欄を設けるなど、多角的に考えるステップが記されています。このように「学習の手引き」を設定した教材が、随時見られます。調査員からは、読み物資料が不足しているのが心配であるという意見が出ています。「人権の取扱い」についてですが、選定委員会では、「全学年で生命の尊さに重点が置かれており、教材が6年間を通じて適切に配置されている」という意見でした。たとえば、6年生では、「アイヌ」に関する教材が取り扱われています。「内容の程度」についてですが、大阪府の選定資料には、「教材本文を読む前に、どのような価値

について学習するのか、何が問題になっているのかなどを導入部分で把握できるようにしている」と書かれています。調査員からは、逆にその価値が葛藤する前に妨げになると危惧されるという意見が出ています。「組織・配列」についてですが、選定委員会では、「各学年とも、4つの視点がバランスよく配置され、児童の発達段階を考慮し、各学年のはじめは、自分自身に関する教材が配置されている」と書かれています。2年生の2, 3ページをご覧ください。すべての学年に自分自身に関する教材が配列されています。「創意工夫」についてですが、大阪府の選定資料には、「人物を取り扱う教材では、その人の功績や活動実績だけでなく、苦労したところや心の葛藤が紹介されている」と書かれています。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、大阪府の選定資料には、「学びの手引き」には、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからの思いや課題について考えたりすることができるよう配慮されている」と書かれています。道徳の研究部会からは、逆に「学びの手引き」の量が多いのではという意見が出ています。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、全学年の巻末に振り返りと次の学年へのつながりを記入できる形となっております。以上で、教育出版の説明を終わります。それでは、光村図書出版の教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料にありますとおり、教材の末尾にある「考えよう」では、学習のめあてが示され、多面的・多角的に考えを深められるよう取り扱われております。「人権の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、「児童が命の大切さについて意識し、生きることの素晴らしさや生命の尊さについて考えが深められるよう取り扱われている」と記されています。また、選定委員会でも「人権的に優れている」という意見が出ました。「内容の程度」についてですが、現代的な課題にも触れているという学校の意見がございます。2年生26ページ「かんがえよう」をご覧ください。大阪府の選定資料には、「教材の末尾に『かんがえよう』が設けられており、問題を解決するためにはどうしたらよいかを考える発問が用意され、問題解決的な学習に取り組むことにより児童の関心を高め、道徳的实践を主体的に行う意欲と態度が育めるように配慮されている」と書かれています。「創意工夫」についてですが、シンプルで見やすいという意見が、道徳部会や学校からあがっています。6年生の26ページの右上のマークをご覧ください。このように、各資料の題名の横に何をテーマにした話なのかを表現したマークが付けられているのが分かりやすいという学校の意見もがございます。一方、現在柏原市では光村の国語の教科書を使用しているためか、国語の教科書のように見えてしまうという道徳部会の意見もがございます。選定委員会では、問題解決学習に取り組みやすくなっているという意見が出ました。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、4年生79ページの「つなげよう」をご覧ください。このように、2年生以上の教材の末尾には、道徳での学びを他教科や日常生活につなげるためのヒントが示されており、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからの思いや課題について考えたりすることができるよう配慮されていると、大阪府の選定資料に書かれております。以上で、光村の説明を終わります。それでは、日本文教出版の教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料にありますとおり、結論ありきの教材ではなく、児童が自ら考え、より良い生き方を見つけること

ができるように取り扱われております。「人権の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には「学年の初めと終わりに、命に関わる教材が配置されることにより、自分の成長が実感できるとともに、命の大切さや精一杯生きることの大切さについて考えが深められるよう取り扱われている」と記されています。「内容の程度」についてですが、選定委員会では、「発問の量が多く、教材を深く学習することが難しいという意見や、議論する内容が多く、授業が限定的になる」といった意見もありました。いじめの防止については、全学年で重要テーマに位置付けられており、学期に1回、人間関係や生命の尊さなどをテーマとした教材を集中的に扱っております。「創意工夫」についてですが、全ての学年に「道徳ノート」が付いております。ノートがあることで、授業を進めやすく評価に活用できるという肯定的な意見と、書く活動に時間がとられ国語的ではないかという意見や、発問が限られてしまうのではないかというような意見が、道徳部会や学校からあがっています。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、1年生の18ページ、2年生の34ページをご覧ください。このように、「心のベンチ」のページとして、教材と関連した学びの参考例や活動例などが示されており、児童が道徳的価値の理解を深められるように工夫されているという学校の意見がありました。大阪府の選定資料にも同様の内容が書かれております。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、中学生になることを意識して作られた教材が用意されているという学校からの意見がありました。以上で、日本文教出版の説明を終わります。それでは、光文書院の教科書について観点別に説明いたします。小4の教科書を取り上げまして、説明いたします。「目標・内容の取扱い」についてですが、まず、10ページをご覧ください。「最初のページの質問から、導入がしやすい」との意見が学校からあがっています。また、48ページをご覧ください。調査員の報告書にありますとおり、他教科（この題材でいえば社会や理科、総合的な学習の時間）とのつながりがあり、新学習指導要領でも重要視されている「教科横断的な学習」の中で、内容がより深められるよう取り扱われております。次に、「人権の取扱い」についてですが、180ページをご覧ください。大阪府の選定資料にありますとおり、全学年で「生命の尊さ」に重点が置かれております。関連した教材が連続して配置されることにより、生きることのすばらしさや生命の尊さについて考えを深められるよう取り扱われています。「内容の程度」についてですが、「目標がわかりやすく見やすい、発問の創意工夫がしやすい」という意見が学校からあがっています。また大阪府の選定資料にありますとおり、児童自ら「問い」をもてるよう、教材の冒頭に様々な導入の工夫があり、児童の関心を高め、問題解決的な学習を行い、道徳的実践を主体的に行う意欲と態度が育めるよう配慮されています。「組織・配列」についてですが、180ページをご覧ください。大阪府の選定資料には、「地域や学校、児童や学級の実態に即して、学年の行事予定や他教科の学習内容との関連が図られており、季節や伝統的な行事の実施時期の関連が考慮された教材が組織・配列されている」とあります。「創意工夫」についてですが、学校からは「イラストや写真印刷が鮮明で見やすい」という意見が出ています。目次をご覧ください。「全編にわたりピクトグラム（表したい概念を絵や図として表現する技法）が最初に明示されていて視覚的な工夫があり、内容がつかみやすい」とか、180ページの「内容一覧が見やすい」や「字のフォントや行間等が、

学年が下がるごとに大きく広がるよう工夫されている」という意見があがっています。

「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、9ページをご覧ください。大阪府の選定資料には、教材の末尾には、「まとめる」「ひろげる」など、他教科や学校での活動、家庭生活、地域生活などの日常生活において実践されるよう、マークを付して課題が示されており、教科横断的な学習をとおして、学んだことをより深く心にとどめることができるように配慮されているとあります。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、「キャリア教育に配慮した題材が用意されている」という意見があがっています。以上で、光文書院の説明を終わります。それでは、学研教育みらいの教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、4年生の55ページをご覧ください。大阪府の選定資料には、「教材の主題を本文と出会う前に記載しないなど、児童の課題意識を大切に構成となっています。また、問題解決的な学習の道筋を『やってみよう』などの学び方のページに掲示し、道徳的価値について多面的・多角的に学ぶことで自己の生き方についての考えを深める学習ができるよう取り扱われている」と書かれております。「人権の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、「全学年で命の尊さに重点が置かれており、また、他の内容項目と関連して複数の教材が配置されており、生きることの素晴らしさや生命の尊さについて多面的・多角的に考えを深められるよう取り扱われている」と書かれており、調査員からも「様々な課題が入っている」という意見があがっております。「内容の程度」についてですが、取り上げられている内容が、児童にとって親しみやすいという意見が学校からあがっております。また、調査員からも、「スポーツなどの最新の題材が入っている点が良い」という意見があがっております。スポーツ選手は全学年で取り上げられています。また、選定委員会では、これまで使用してきた副読本のイメージで使えるだろうという意見が出ました。「組織・配列」についてですが、大阪府の選定資料には、「関連する教材が連続して組織・配列されている」と書かれており、この点につきましては、調査員からも同様の意見が出ております。例えば、6年生の目次2ページをご覧ください。上段、「スポーツを通して生き方を学ぼう」ということで、3～5が配列され、下段は「感じよう支え合ういのち」ということで20～22が配列されております。「創意工夫」についてですが、イラストが特徴的であるという意見が道徳部会からあがっております。また、A4サイズの大きさについては、学校から「大きくて見やすい」という意見もあれば、「一行が長くなり、少し読みにくいのでは」という意見も出ております。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、5年生の143ページをご覧ください。大阪府の選定資料には『「広げよう」のページで教材に関わる様々な情報が追加されることにより、道徳的価値について視野が広がり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからの思いや課題について考えたりすることができるよう配慮されている」と書かれております。調査員の「自ら考える視点を提示している」というのも同様のことを指すと考えられます。以上で、学研の説明を終わります。それでは、廣済堂あかつきの教科書について観点別に説明いたします。まず、「目標・内容の取扱い」についてですが、大阪府の選定資料には、「教材の末尾に、『考えよう 話し合おう』が設けられており、多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるよう取り扱われている」と書かれ

ています。選定委員会では、「すべての指導項目をおさえている」という意見が出ていました。「人権の取扱い」についてですが、5年生の150ページをご覧ください。大阪府の選定資料には、「全学年において、このような命の教育に関する特集ページが児童の発達段階に応じて配置されており、生きることのすばらしさや命の尊さについて考えを深められるよう取り扱われている」と書かれています。「内容の程度」についてですが、選定委員会では、「資料の質が高い」という意見が出ました。一方、「読み物の文章量が多く、子どもの実態にそぐわないので使いにくいのではないか」という学校からの声もあります。「組織・配列」についてですが、「教材を通して学習する『本冊』と、書くことなどの活動を中心にした『道徳ノート』の2分冊で構成されている」ことが特徴として挙げられます。選定委員会では、「分冊の『道徳ノート』が評価に活用できる。また、持ち帰れば家庭学習につなげることができる」という意見が出ました。しかし、分冊の『道徳ノート』は発問や展開が限られ、少し使いにくいのではないかという学校からの声もあります。「創意工夫」についてですが、大阪府の選定資料には、「『道徳ノート』では、授業で感じたことや考えたことを書くページや巻末の折込みページ『心のしおり』で自ら振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができるよう工夫されている」と書かれています。「補充的な学習・発展的な学習」についてですが、大阪府の選定資料には、「3年生以上の『考えよう 話し合おう』にある『学習を広げる』では、さまざまな切り口で学習を広げる内容が示され、これからの課題について考えることができるよう配慮されている」と書かれています。最後に、「幼小中一貫教育の観点」についてですが、1年生の1～5ページが特徴的ですが、小学校1年生は幼稚園から小学校への接続を意識して作られています。以上で、廣済堂あかつきの説明を終わります。

吉原教育長： 各委員も教科書を読んできていると思いますので、各委員のおすすめするところから絞り込んでいきたいと思います。どなたからでもご意見をどうぞお願いします。

三宅委員： 道徳は初めての教科書となります。各者の同一の教材で、比較してみました。例えば、4年生の「雨のバス停留所で」について比べると、東書は教材の前ではなく、後ろに発問があります。また、内容そのものについての発問は少ないです。光文は、下段に多くの発問がかかれています。日文は教材の前に発問があります。また、ノートにも発問があります。学研は教材の前に発問はありません。光村もありますが、主題を考えるヒントが書かれています。教出も教材の前に発問はなく、手引きの中に発問があります。学図は活動編に多くの発問が書かれています。あかつききはノートにも発問があります。こうしてみると、多くの発問があるものと、大きなテーマのみが書かれたものがあります。発問が多すぎると、授業が進めにくくなるように思います。東書が最も整理されていると思います。

吉原教育長： 今回初めての教科書で、評価も重要になります。発問が多いのがいいのか、少ないのがいいのか、あるいは発問が教材の前にあるのがいいのか、後ろにあるのがいいのか、分冊がいいのか分冊でないのがいいのか、多様な考え方があります。教員の負担と、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」を考えると、発問が多すぎるのは良くないと思います。ご家庭の保護者にも見てもらえる教科書が良いと思います。

田中委員：今回、いじめ問題が発端となって教科書が作られてきた経緯があります。いじめにスポットを当てると、東書、日文がわかりやすいかと思います。「考え、議論する道徳」というのを考えると、発問が多すぎるのは本来の趣旨から外れるかと思います。また、1年生の負担を考えると、分冊ノートはどうかと思います。学図は少し難しく、あかつきは量が多いように思います。光村は現代的でわかりやすいですが、発問が誘導的になっているように思います。このように考えると、東書か日文が良いのではないのでしょうか。

山崎委員：いじめについて、柏原市では大きな問題はないですが、保護者も関心を持っています。東書、日文、光村、教出がいじめ対策に力を入れていると感じました。道徳的価値は学校だけでは育めません。保護者にも関わってもらう必要があります。東書は、目次の次に内容項目を4つ挙げていて、道徳の学習をすすめるためにと続いています。学習の仕方がわかります。これは保護者が見てもわかりやすいかと思います。「つながる・ひろがる」もいいですね。巻末のふりかえりは評価にも使えます。分冊がない、発問は最後、シンプル、ということは、先生方の力が試されます。記録を残すシートなどを作って評価する必要があります。子どもの実態に合わせた授業ができます。いじめについて各学年二つあります。日文は、道徳の時間に何を学ぶかがわかりやすくなっています。また、裏表紙にテーマが書いてあるので、保護者もわかりやすいのではないのでしょうか。また、資料の題名のところに課題が書かれています。最後にも「考えてみよう、見つめよう、生かそう」があります。最後の発問は、直接ノートに書けます。評価もしやすく、保護者のコメント欄もあります。親切な作りです。一方で、ノートに書くには負担があるし、誰が行っても同じような、画一的な授業になります。教科書もノートも家に持ってかえるには少しボリュームがあります。偉人の物語は迫力があります。東書と日文、両方良いかと思いますが、先生に頑張ってもらって東書が柏原には良いかもしれません。

近藤委員：私は教科書の大きさや重さを考えました。あかつき、学研は重いです。また大きい教科書は、学校の小さい机には大きすぎます。学研のSNSの教材は良いかと思います。光文は下に書いてある方に目が行きます。日文は題名のところに人物の挿絵があつてわかりやすいかと思います。

吉原教育長：東書はバランスが良いと感じました。学図は発問が多く、誘導的であり、深く学べるのだろうかと思いました。教出は、1年生の「お母さんのおなかの中にいたときのことを家の人にきく」というところは、どうかと思います。柏原市には児童養護施設があります。先日、訪問して子どもと話した時にも、「私はお母さんを知りません」という子どもがいました。光村はイラストがきれいです。「国語で光村の教科書を使っているからどうか」という話もありましたが、それは道徳には関係がありません。日文は中甚兵が取り上げられていますが、柏原市では十分に学ぶので、かえってなくても良いかと思います。光文はオーソドックスな感じがしました。副読本のように使えるという学校の意見もありましたが、今回はそれでは困ります。あかつきは、1年生には負担ではないかと思います。また、特に若い先生は、ノートの全てを書かせないといけないと思ってしまいます。各委員の話の聞くと、東書と日文の話が多く出ていましたが、この二つからしぼっていいですか。

委員全員 : (了承)

吉原教育長 : では、改めて、東書と日文についていかがでしょう。大きな違いは分冊のあるなしです。

三宅委員 : 東書は教師の力が試されます。例えば4年生の103ページ「問題を見つけて考える」がありますが、見やすく扱いやすいと思います。日文の読み物教材の人物のイラストと名前ですが、実際にクラスに同じ名前の子どもがいたらと少し心配です。

山崎委員 : 日文と同じ分冊の会社をみると、あかつきの分冊は内容項目ごとに書かせます。教科書の発問数とノートの発問数が合いません。学図も内容項目毎です。発問しても書くところがないとなると、ただでさえ分冊があるのに、さらにワークシートを作ることになります。ですから、分冊の中では日文がいいと思います。学研も良くできています。本文を読み終えるまでは発問は何も示さない、読まないとわからないようになっていきます。厳しいですが、子どもたちは真剣に考えるだろうと思います。ただ、国語の心情読解ではありません。道徳では一回読んでわからないといけません。読むのが苦手な子どもなど、いろいろな子どもがいます。みんなで理解して学習する必要があります。

吉原教育長 : さらに東書と日文でいかがでしょう。

田中委員 : 分冊かどうか大きな違いです。

吉原教育長 : 本来の「考え、議論する道徳」を考えるといかがでしょう。

山崎委員 : 日文はかなりのページ数があります。ボリュームは東書が適切だと思います。

いじめは日文、平和教育は東書、情報モラルは東書、柏原にとっては東書が適切ではないでしょうか。

田中委員 : 1年生で比べても日文はページ数が多すぎます。消化不良にならないか心配になります。

吉原教育長 : できたら家に持って帰って親子で使って欲しいと思います。

三宅委員 : 分量は変わりませんが、日文は行間が広がっています。

吉原教育長 : 東書と日文にしぼりながらみてきましたが、東書でいかがでしょう。東書に決めてよろしいか。

委員全員 : (異議等なし)

吉原教育長 : それでは、東書に決定します。

【暫時休憩】

吉原教育長 : それでは教育委員会会議を再開します。初めに、平成29年 第6回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。第6回定例教育委員会会議の会議録について事務局より事前に送付しておりましたが、会議録の内容につきまして、ご意見等ございますか。

委員全員 : (異議なし)

吉原教育長 : それでは第6回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。

それでは議事に入ります。継続審議となっておりました議案第30号について、指導課長野間課長より説明をお願いします。

野間課長 : 資料の方をご覧ください。平成28年度かしわらっ子はぐくみテストの報告

書について、ご審議をお願いいたします。教育委員の皆様にはカラー刷りの方を配布させていただいております。前回の資料から、主に次のような点において変更しております。まず初めに言葉の揺れ等を変更いたしました。全国平均正答率と全国正答率、子どもと児童などの文言が混ざっておりましたので、全国正答率と児童に統一いたしました。しかしながら、はぐくみ憲章などで述べられていることは、子どもという文言を使っておりますので、子どもとさせていただきます。次に良好や良好でないという、やや主観的な文言を数値や事実等に基づく言葉に変更させていただきました。あと脚注の番号を書いておりますが、脚注の番号がどれに該当するのかというのを明記させていただいております。例えば、3ページの方をご覧ください。下の方の設問例から見えること見えてくることということで、4年生の書く問題というところで、※印の3番はということかということ、4ページの全国を大幅に下回ったものですというところに同じ脚注を付けさせていただきました。

吉原教育長： ※と*で違う印が入っています。

三宅委員： どちらかに統一したらよい。

野間課長： 修正させていただきます。あと段落の改行や行間の変更等を整理させていただきます。

山崎委員： 6ページの例のところ、視写とか聴写は、付け足したのですね。

野間課長： 視写、聴写、作文等しっかり書くということで、よりわかりやすい文章に変えております。

山崎委員： 前は入っておりませんでしたね。

野間課長： 入っておりませんでした。

山崎委員： 聴写というような言葉があるのですか。

野間課長： 聞き取り、先生が発言して、それを聞き取るということで。あとご意見のありました社会教育の視点からの言葉を追加させていただきます。

山崎委員： 14ページのところですね。

田中委員： 細かいことですが、2ページの右表にも脚注番号を付けないといけませんね。

野間課長： 表にも付けます。また表内の標題に文字の乱れがありますので、修正いたします。

吉原教育長： 以前に聞いた話では、この部分のデータは写真ということで修正が難しいということでしたが、それは可能ですね。

野間課長： 今、ご指摘の部分につきましては、修正したいと思います。

吉原教育長： どこかの時点で保護者がこのはぐくみテストについて、どのように思っておられるのか、教育委員会の方には一切問合せがないので、このようなことは困ると思っておられるのか、良い試みをされていると思っておられるのかは検証しておいた方が、今後予算が厳しくなってきたときに、このような意見を頂戴していますよと、こういう保護者の意見がありますので、さらに頑張っていきますというようにしていかなければいけない。

尾野部長： 先程のお話で、学校アンケートというものがあると思いますので、その中に

1つの質問として加えて保護者からの意見をいただくと。ただその予算の編成時期とアンケートのタイミングが上手く合うかどうかは不明です。

吉原教育長： 予算は要求していきます。その審議の時に、このような意見を頂戴しておりますよということができます。

三宅委員： これは公表するでしょう。各個票は子どもたちのもとに行くわけですね。

野間課長： 既に渡しています。

三宅委員： 本当はそれを渡すときに、返していただくような形で保護者にアンケート用紙を付けて渡して、それを回収できたら良かったのではないですか。

吉原教育長： 学年末等の懇談の時に、保護者とやり取りができればよいですね。

山崎委員： 保護者アンケートというのは、学年末にするので、それはそこに必ず入る。

尾野部長： それが今年度末になりますので、タイミングが合わないですけれども。

近藤委員： 学校や教育委員会は、このテストはこういう意味があって実施しているということを、可能な限りわかってもらえるようにしないといけないと思います。意外と保護者は何か始まったみたいな感じですから、面倒でもお手紙などで再三こういう意味があってこのテストをしていますよと言ってもらえると、はぐくみテストもあるし、一緒にニュースでも見ようかといったことになるので、これがあるから勉強しよう、それでもいいと思うのです。一緒に新聞を読んでみるなど家庭でできるような、勉強に繋がるようなポイント的なことを書いているお手紙を、毎回同じ内容でも構わないので、はぐくみテストの1ヶ月前くらいに出してもらって、意識して子どもたちが臨んでいけるように、保護者もこのテストがあるということを意識してやっていけるようにしていただいたら、もっと効果が上がるのではないかと思います。

山崎委員： それは絶対に必要ですね。“学校だより”や“校長室だより”などを出すときに必ずこれを入れてね。今年からかしわらっ子ははぐくみテストを始めていますよと、これはこのような意味があって行なっていると、ぜひお願いしますと話をしなければいけないです。

吉原教育長： 前は1月でしたけれども、学年末までにきちんとフォローアップしようということで、今年は12月に実施することにしたと聞いています。約1ヶ月早く、実施時期の変更をしたということで、きちんとフォローアップすれば絶対に学力は上がると思います。

田中委員： これはこのままホームページに載るのですか。

野間課長： PDFにして、チャートの分も載ります。

田中委員： かなりの量がありますね。

近藤委員： 保護者の方は、よほどの興味がある人しかこれを全部見ないと思います。

山崎委員： 指導課の方で校長先生が使えるような材料を渡してあげてよ。こういう文章でどうでしょうか等、結果についても学校は出していかなければいけないし、保護者にもっと公開していかないといけない。

吉原教育長： これをまとめた概要版のようなものを作って、それを学校経由で配布していただくとか、これだけのページをなかなかホームページで見れないですね。

三宅委員： 全国学力テストは、概要版を作っていますね。

田中委員： 個人に成績表を配布しているということでしたが、それを保護者に見せたかどうかはわかりません。

吉原教育長： そうですね。通知表なら見て、押印して返却されてきますが、そういう意味では、どこかの場面で直接保護者に語りかけないといけない。

近藤委員： 1年生でテストを受けたら2年生でもテストを受けますね。一人一人に渡す個票ですけれども、1年生の結果も2年生の個票に載るのですか。

野間課長： 経年比較ができるように、要望しております。

吉原教育長： 少し経費が上がるのですね。

三宅委員： そうしないと意味がないですね。

吉原教育長： どこを頑張り、どこが不足していたかが、わかりません。他に何かご質問等はございますか。

委員全員： (質問等なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第30号について、修正案を一部修正して承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第30号 平成28年度かしわらっ子はぐくみテストの結果の公表内容について」は、修正案を再修正して承認することといたします。次に議案第31号について、事務局教育総務課・福島次長より説明をお願いします。

福島次長： 教育総務課からご説明を申し上げます。2ページをお開き願います。議案第31号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について、でございます。柏原市教育委員会表彰審査会規則第2条第2項の規定によりまして委員を選任するものでございます。3ページをお開き願います。委嘱予定者といたしまして、平成29年度教育委員会表彰審査委員会委員委嘱予定者名簿に記載しております5名の方をお願いしたいと考えております。

【柏原市教育委員会表彰審査委員会委員 委嘱・任命予定者、資料により説明】

なお、平成28年11月より新教育委員会制度に移行しておりますことから、教育委員会事務局の代表が教育長から教育部長へ変更となっております。また、校園長会のご代表が本年4月に代わられていますので、よろしく申し上げます。委嘱期間としまして、委員会の初回の開催日から表彰当日の平成29年11月3日までとするものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

吉原教育長： 表彰審査委員会は、いつを予定していますか。

福島次長： 8月31日を予定しております。

田中委員： この委員会の委員は、充て職ですね。

吉原教育長：他に何かご質問等はございますか。

委員全員： (質問なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第31号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

吉原教育長： それでは「議案第31号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することといたします。次に議案第32号についても、福島次長より説明をお願いします。

福島次長： 続きまして、教育総務課よりご説明申し上げます。議案第32号柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についてでございます。今回、柏原市教育委員会事務局事務分掌規則改正いたします理由につきまして、主に3点ございます。まず1点目につきましては、組織機構改革に伴う改正でございます。2点目といたしましては、法律や他の規則に規定のあるものについて整理し、追加や削除を行いました。3点目としまして、社会教育課の事務の整理でございます。それでは資料の7ページをお開きください。新旧対照表となっております。第2条では、今回、機構改革により、社会教育課に設置されておりました「社会教育係」と「青少年係」の2係が廃止されることになりましたので、対応しております。それに伴い第3条第1項において「係」「係長」に関する文言の削除を行いました。次に第3条第2項の規定にございます「指導主事」「教育相談員」に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、また「社会教育主事」「社会教育主事補」は社会教育法に「教育委員会に置く」などの規定があり、法に規定があるものを、規則で改めて規定する必要がないことから、削除しております。次に同条第3項に「主任、主務、主事及び技能員」について規定がなかったため、今回、市長部局の事務分掌に合わせる形で追加しました。第4条につきましては、第3条において削除しました「指導主事」「社会教育主事」「社会教育主事補」「教育相談員」についての職務権限を削除するとともに「主任、主務、主事及び技能員」の職務権限を追加いたしました。第6条につきましては「柏原市教育委員会事務局事務決裁規程」に同様の規定がございますので、事務分掌規則からは削除いたします。第7条につきましては、社会教育課の2係がなくなること、また現行の事務に合わせる形で事務を整理しました。なお「市民文化の振興」は、5ページ下段・社会教育課(2)の「社会教育の振興」に、「青少年関係団体」は「社会教育関係団体」に含まれるものとの解釈から削除しております。次に学務課のところになりますが、第10号におきまして、文頭に「教職員並びに児童及び生徒」とございますことから、最後の「養護」に教職員も含まれてしまうのではないということから、「児童」と「生徒」のみに対応する内容にしております。その他細かな文言の整理を行っておりますが、誠に申し訳ございませんが資料の方でご確認をお願いいたします。なお、議案第32号と、このあと議案第33号、議案第34号につきましては、文言の配置等、法務課と事前に協議させていただきました。今後につきましては、例規審査会におきまして、内容的な変更はございませんが、細かな字句の修正などが加わることの可能性につきましては、ご了承のほどお願いいたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

吉原教育長： 今回、8月1日からの機構改革に伴う改正以外の変更が含まれていますが、今回、チェックした中で出てきたのですか。

福島次長： 法務課と協議している中で、間違った解釈をされる可能性のある箇所も、一定見直しておくということでございます。

吉原教育長： 法務課と一緒に、改めて文言等の整理を行ったわけですね。

福島次長： 関係各課とも協議をさせていただき、法務課よりも助言をいただいております。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： (質問なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第32号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第32号 柏原市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」は、原案のとおり承認することといたします。続いて、議案第33号について、福島次長より説明をお願いします。

福島次長： 議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正につきまして、教育総務課よりご説明申し上げます。13ページの新旧対照表をご参照ください。柏原市教育委員会事務局事務分掌規則におきまして、「課には課長補佐を置く」との規定がございます。しかし、第11条第1項のかっこ書き内に「これらの職をおかない課」の「これら」には課長補佐も含まれますことから、整合性が取れないため今回「館長補佐を置かない館」に改めるものです。次に第2項でございますが、議案第32号にてご説明申し上げましたとおり、課に係がなくなりますことから、主幹係長を削除し、文言を整理するものでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員： (質問なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議等なし)

吉原教育長： それでは「議案第33号 柏原市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり承認することといたします。続いて、議案第34号について、福島次長より説明をお願いします。

福島次長： 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。15ページ、16ページをご参照ください。6月に開催されました平成29年第2回市議会定例会におきまして、市長部局におきます柏原市事務分掌条例の一部改正が可決されました。これにより現在の「こども未来部」と「健康福祉部」とが統合され、「健康福祉部」となりますことから、本規程にございます「こども未来部」に関する文言を「健康福祉部」に改めるものでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

三宅委員： 以前の形態に戻した形ですね。

山崎委員： 教育委員会も学校教育部と生涯学習部の2部が教育部に戻りました。

吉原教育長： 教育委員会の場合、生涯学習と学校教育は密接に関連しますから、部長を一

人にして、部長級の教育監、或いは部長が教育職の場合、理事という役職を置く形で一部制にしました。

吉原教育長：他に何かご質問はございますか。

委員全員：（質問なし）

吉原教育長：ご質問等がないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

吉原教育長：それでは「議案第34号 柏原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり承認することといたします。次に議案第35号について、図書館・山角館長より説明をお願いします。

山角館長：議案第35号 柏原市図書館協議会委員の任命について、図書館よりご説明いたします。平成29年4月1日付で任命した委員について所属団体における異動があったので、図書館法第15条第2項及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命するものでございます。

【柏原市図書館協議会委員 任命予定者 資料により説明】

なお、任命年月日は、平成29年7月21日、委員の任期は柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、前任者の残任期間となりますことから、平成31年3月31日までとなります。ご審議賜りますよう、お願いいたします。

吉原教育長：この議案につきまして、何かご質問等はございますか。

委員全員：（質問なし）

吉原教育長：ご質問等がないようですので、議案第35号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

吉原教育長：それでは「議案第35号 柏原市図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり承認することといたします。次に議案第36号について、指導課・野間課長より説明をお願いします。

野間課長：議案第36号 平成29年度柏原市障がい児就学支援委員会委員の委嘱・任命について、指導課よりご説明申し上げます。柏原市障がい児就学支援委員会規則第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱・任命するものでございます。

【柏原市障がい児就学支援委員会委員 委嘱・任命予定者 資料により説明】

吉原教育長：主にどのようなことをしていただくのですか。

野間課長：介助員の認定、就学前の就学相談等でございます。

吉原教育長：それらは通年を通してあるわけではないのですか。

野間課長：委員会として活動を開始していただくのは、主に2学期になってからです。

山崎委員：以前、適正就学指導委員会というような委員会があったように思いますが、それとはまた違う委員会ですか。適正就学指導委員会は、もうないのですか。

野間課長：はい。

山崎委員：それでは、柏原市障がい児就学支援委員会が、以前のその委員会に代わるも

のですね。小・中学校に就学するとき、支援学校に行くか、市内の小・中学校に通学しようかといった内容についてですね。

吉原教育長：他に何かご質問等がございますか。

委員全員：（質問なし）

吉原教育長：ご質問等がないようですので、議案第36号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員：（異議等なし）

吉原教育長：それでは「議案第36号 平成29年度柏原市障がい児就学支援委員会の委嘱・任命について」は、原案のとおり承認することといたします。議事案件は以上です。続いて、報告事項に移ります。事務局の方で、報告すべき事項はありますか。

石垣次長：【社会教育関係施設 使用料徴収・改定予定】についての報告
【柏原市立サンヒルスポーツセンタープールのオープンと入場者数】についての報告

野間課長：【大阪府立高等学校における文理学科の拡充】についての報告

吉原教育長：ただ今、報告がありましたが、ご質問等がございますか。他に報告事項はございますか。

事務局：（報告事項等なし）

吉原教育長：各課・各館よりの報告は以上です。それでは、次月の予定を確認いたします。

第8回の定例教育委員会会議は、8月29日（火）15時からの開催予定となっておりますが、よろしいですか。

委員全員：（委員了承）

吉原教育長：以上で、平成29年第7回定例教育委員会会議を閉会します。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年7月21日

柏原市教育委員